

少子化の改善というインパクトを考慮した年金積立金運用¹

2026年1月8日

福山圭一*

【要旨】

社会保障の持続可能性が問題になる根本的な原因は少子化である。本稿では、少子化の改善に焦点を当てたインパクト（投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果）を考慮した投資を公的年金の積立金運用として実施することについて検討する。2024年の閣議決定で、インパクトを考慮することは「他事考慮」に当たらない旨が明らかになった。「インパクトを考慮した投資」は、「インパクト投資」とは異なり、効果の実現を意図しないが、付随的利益として効果の実現がもたらされる。日本は今後人口が減少していくという人口オーナスを負っており、少子化を改善しなければ、長期的な経済の低迷傾向により、将来における積立金の運用収益の確保にも支障を来す可能性がある。また、公的年金は人口変動に対して脆弱な賦課方式によっており、将来の支え手の減少は事業運営の安定を脅かす根本的な問題である。これらに対し、少子化の改善をインパクトと捉え、これを考慮して資金運用を行うこと、例えば、国内サプライチェーン上にある企業も含め、投資先企業に対し、子どもを産み、育てやすい雇用条件や職場環境を整備することについて対話することが考えられる。このためには、「少子化の改善」を考慮すべきインパクトとして特定する必要がある。海外における気候変動の取扱いの例も参考に、積立金基本指針においてこれを明記してはどうか。また、調査研究の充実、とりわけ、少子化の改善をインパクトとして考慮するためにどのようなデータが必要かを明確化することも望まれる。インパクトを考慮した投資は積立金運用において緒についたばかりであり、段階を追ったアプローチが現実的である。

*年金シニアプラン総合研究機構上席研究員

¹ 本稿は2025年10月23日の日本年金学会第45回研究発表会における筆者の発表「社会保障の持続可能性を踏まえた今後の年金政策」の一部に加筆したものである。なお、本稿中意見や評価にわたる部分は私見であり、所属機関のものではない。

1 はじめに

2024年の日本人の出生数は68万6千人と70万人にも届かなかった。これは衝撃的なニュースと受け止められたが、最近では、2025年の出生数は更に▲3.0%減の66万5千人になると見通し²や、2025年の出生数は66万7542人程度という推計³も公表されている。ちなみに、日本の将来推計人口（令和5年推計）における2025年の日本人の出生数は、出生中位で74万9千人、出生低位で65万8千人となっている。

そのことを踏まえ、公的年金における2024年財政検証の過去30年投影ケースを見ると、メインシナリオと考えられる出生中位ではなく、出生低位ではモデル年金の所得代替率は法律で下限と定められている50%をいずれ割り込むことが示されている。2025年年金法改正を反映した試算結果を見ても、若干は改善するものの、やはり出生低位では50%に届かない。これは、今後も少子化の状況が改善しなければ、高い経済成長が実現しない限り、持続可能性が危うくなることを示唆している。

また、持続可能性の問題は、年金よりも医療や介護により大きいと考えられる。これらでは、高齢化やサービスの高度化に伴う給付増に加え、サービス提供者が人を介して行われるため、少子化による人材不足という問題が今後大きくなっていくと思われる。

このように社会保障の持続可能性が問題になる根本的な原因は少子化である。これまで政府においても様々な少子化対策が講じられてきたが、必ずしも効果を上げたとはいえない。そこで、少子化の改善に焦点を当てたインパクトを考慮した投資を公的年金の積立金運用として実施することについて考えてみたい。

なお、インパクトとは、投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果のことである。以下では少子化の改善という社会的効果を明示的に考慮した運用を行うことについて検討する。

² [5] 藤波匠（2025）「2025年の出生数は66.5万人、婚姻数は48.5万組の見通し」

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/research/pdf/16299.pdf>

³ 朝日新聞（2025年12月24日）

2 年金積立金運用におけるインパクトの考慮

公的年金の積立金の運用は「専ら被保険者の利益のために」行うべきことが規定されている。被保険者の利益とは運用収益の確保による経済的利益と考えられており、この法律規定によって、従来から、他事考慮禁止の観点から年金資金運用においてインパクトを目的にする投資は不可であると考えられてきた。2025年3月に厚生労働大臣から年金積立金管理運用独立行政法人（以下「GPIF」という。）に対し示された2025年度からの5年間における中期目標⁴では次のように記載されている。

年金積立金の運用は、年金積立金が被保険者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって、年金事業の運営の安定に資することを目的として行う。（厚生年金保険法第79条の2及び国民年金法第75条）

これにより、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて他の政策目的や施策実現のために年金積立金の運用を行うこと（他事考慮）はできない仕組みとなっている。

2020年度からの5年間における中期目標においても同趣旨の記載がある。従って、少なくとも最近ではこの考え方は一貫してきたということができる。

一方で、2024年6月に閣議決定された「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024年改訂版⁵」では次のように記載された。

サステナビリティ投資は、持続可能な社会の実現とともに中長期的な投資収益の向上を図るものであり、GPIF・共済組合連合会等が、投資に当たり、中長期的な投資収益の向上につながるとの観点から、インパクトを含む非財務的要素を考慮することは、ESGの考慮と同様、「他事考慮」に当たらない。GPIF・共済組合連合会等において、こうした整理を踏まえた取組を行うことについて

⁴ 令和7年3月7日付厚生労働省発年0307第28号指示

<https://www.mhlw.go.jp/content/12501000/001438956.pdf>

⁵ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf

検討する。

これにより政府によって GPIF 等に対しインパクトの考慮が促されたものということができる。なお、この閣議決定において「サステナビリティ投資は、持続可能な社会の実現とともに中長期的な投資収益の向上を図るものであり」と、インパクト考慮の理由付けに「持続可能な社会の実現」が記載されていることが注目される。

そして、厚生労働大臣から GPIF に対し 2025 年 3 月に示された運用目標において、「投資先企業の事業内容がもたらす社会・環境的効果（インパクト）を考慮して投資を行うことについて検討し、必要な取組を行うこと」が記載された。そして、これを受けて GPIF において同月末に策定された第 5 期の事業計画において同趣旨が記載された。

また、同時に GPIF では「サステナビリティ投資方針⁶」も策定された。そして、この中で、主な取組内容の 1 つとして「インパクトを考慮した投資」を挙げている。

3 インパクト投資とインパクトを考慮した投資

ここで、「インパクト投資」と「インパクトを考慮した投資」の区分を明確にしておきたい。インパクト投資は、従来から、ESG 投資の中に 1 つの投資手法としてあったものである。ただし、他事考慮禁止の観点から、積立金運用では不可と考えられてきた。これに対し、今回認められたのは、インパクトを考慮した投資である。

金融庁は 2022 年 10 月から 9 回にわたって「インパクト投資等に関する研究会」を開催し、それを踏まえ「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針⁷」（以下「金融庁（2024）」という。）を公表している。そこでは、「インパクト投資は、投資としての一定の『投資収益』確保を図りつつ、『社会・環境的効果』の実現を企図する投資である」としている。インパクト投資では、投資収益の確保と並び、効果の実現そのものが目的である。

これに対し、「インパクトを考慮した投資」を掲げる GPIF のサステナビリティ投資

⁶ https://www.gpif.go.jp/esg-stw/26487392gpif/sustainability_investment_policy.pdf

⁷ <https://www.fsa.go.jp/singi/impact/siryou/20240329/01.pdf>

方針では、次のように記載されている。

サステナビリティに関するリスクの低減やインパクトの創出については、ポートフォリオ全体の長期的なパフォーマンス向上という目的を実現するための重要な手段と位置付けています。なお、GPIF では、「専ら被保険者の利益のため」という目的を離れて、インパクトの創出そのものを目的にした投資は行いません。

ここでは、インパクトすなわち効果の創出は手段と位置付けられている。この点で、効果の実現を企図するインパクト投資とは異なる。インパクトを考慮した投資は効果の創出そのものを目的としない。

次の表は金融庁（2024）に掲げられているインパクト投資の4つの基本要素とそれに対するインパクトを考慮した投資の対応関係について、筆者なりに整理したものである。最も大きな違いは1であり、インパクト投資では効果の実現を意図するが、インパクトを考慮した投資では意図しない。

インパクト投資の4つの基本的要素とインパクトを考慮した投資

	インパクト投資	インパクトを考慮した投資
1：実現を「意図」する「社会・環境的効果」が明確であること	○	× (意図しない)
2：投資の実施により、効果の実現に貢献すること	○	△ (付随的利益)
3：効果の「特定・測定・管理」を行うこと	○	○ (考慮に必要)
4：市場や顧客に変革をもたらし又は加速し得るよう支援すること	○	△ (対話はする)

○：該当、△：一部該当、×：非該当

ただし、インパクトを考慮するためには、3にある効果の特定・測定・管理は必須である。インパクトを考慮するという以上、どのようなインパクトを対象にするのか特定しなければ始まらない。また、考慮するためには、その測定や管理は必然的に行うプロセスであろう。そして、その効果に基づく評価を行うことになる。当然、効果

が大きければ高評価となり、低ければ低評価になるだろう。

そのことから、インパクトを考慮することが間接的に効果の実現に寄与することになる。すなわち、2 にあるように付随的利益（collateral benefits）として効果の実現がもたらされる。これは、ESG 投資を行えば結果的に環境や社会、企業のガバナンスに良い影響が生じると基本的に同様である⁸。

効果の実現という点では、インパクト投資に比べるとインパクトを考慮した投資では、直接意図しない分、劣後すると思われるかもしれない。しかし、実際には、関係者がどれほど積極的に取り組むかによって効果の実現度合いは左右されるだろう。取組みの程度が同じなら、投資の名称が違っても、さほど異なることはないのではないかと考えられる。

ただし、結果に対するコミットメントは異なる。インパクト投資は効果の実現を企図するので、思ったような効果が現れなければ、投資としては不適格ということになる。これに対し、インパクトを考慮した投資では、効果の実現は付随的利益に過ぎない。従って、効果が思わしくないからと言って、投資としての適格性を問われることはない。

4 少子化の改善に焦点を当てたインパクトを考慮した投資

少子化は日本経済の先行きに重い足かせになると考えられる。この意味を次の簡単な式で考えてみたい。

$$GDP = \text{労働者数} \times \text{労働者 1 人当たり GDP}$$

このように、GDP は労働者数と労働生産性の積に分解できる。日本は今後人口が減少していくという人口オーナスを負っており、労働者数は減少していくだろう。高い労働生産性が実現できなければ自然体でマイナス成長になるという構造にある。人口減少の原因は少子化であり、これを改善しなければ、労働人口の減少を上回る生産性の向上が継続しない限り、長期的な経済の低迷傾向は避けられない。これによって

⁸ アメリカの労働省はこれまでの解釈告示や規則改正の説明において、ESG 投資（かつては economically targeted investments; ETI）による効果を「collateral benefits」と表記している。

将来における積立金の運用収益の確保にも支障を来す可能性があると考えられる。もちろん、生まれた子どもが労働者になるまでには 20 年前後の時間が必要であることから、即効性は期待できない。しかし、公的年金の財政は 100 年を見通すものであり、積立金運用もそれに見合う時間軸で考える必要がある。このような将来における運用収益の確保の観点から、積立金運用において少子化の改善をインパクトと捉え、これを考慮して運用を行うことは、十分に意味があると考えられる。

また、公的年金の積立金運用は、年金事業の運営の安定に資することを目的とする法定されている。公的年金は賦課方式によっているが、この財政方式は人口変動に対しては脆弱である。将来の支え手の減少は賦課方式を採る公的年金にとって事業運営の安定を脅かす根本的な問題である。従って、少子化の改善を考慮した運用を行うことは、法律に規定された目的に照らせば何より必要ということになるだろう。

資金運用は資金の性格を踏まえて行うべきものである。しかし、例えば、厚生労働大臣から GPIF に示される運用目標には運用の基本的考え方も記載されているが、このような資金の性格に留意すべきことを促すような記載は見当たらない。

少子化の原因については様々な研究や報告があるが、ほぼ共通するのは、若者の非婚化や晚婚化であり、その背景にあるのは、雇用の非正規化などによる若者の経済的不安定と、仕事と子育ての両立の難しさである。これらは雇用条件や職場環境に直接関係する。

GPIF 及び共済組合連合会等は、投資先企業との間での建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）を促進するスチュワードシップ・コードに署名している。そこで、一例として、国内サプライチェーン上にある企業も含め、投資先企業に対し、子どもを産み、育てやすい雇用条件や職場環境を整備することについて対話することが考えられる。表の 4 に該当する活動である。そのような活動を行う以上、その後における従業員やその配偶者の出生状況の改善度合いを測定して、それを運用評価にも反映させるということになるだろう。

このような運用を行うためには、少子化の改善が、将来における運用収益の確保のために重要であり、また、運用する資金が賦課方式による年金によるものであることから、積立金運用について法律で目的と規定する年金事業の運営の安定にも深く関係するという問題意識を持つことが必要である。これが出发点となる。

その上で、「少子化の改善」を考慮すべきインパクトとして特定する必要がある。これは GPIF 等の運用実施主体だけでは荷が重い。「社会保障審議会資金運用部会での資料では、GPIF 自身がインパクト投資で実現を目指すインパクトの分野を特定することは、「他事考慮」に当たると整理されている」⁹との指摘もある。政府の関与は不可欠である。

5 政府による「少子化の改善」の特定について

政府としても、年金積立金運用において「少子化の改善」を明示的に示すことについては議論があり得るだろう。「他事考慮」に当たるかどうかについては、2 で述べた 2024 年の閣議決定で、インパクトの考慮はこれに当たらないことが明確になっている。問題は、「少子化の改善」といういわば個別の事項を特定することの是非だろう。これに関しては、海外における気候変動の取扱いの例が参考になると思われる。

イギリスの職域年金についての投資規則が 2018 年に改正され、運用基本方針の記載事項として「財務的に重要な考慮」が規定された。そして、これに関する用語の定義で「環境、社会及びガバナンスの考慮（気候変動を含むが、これに限定されない）」と規定された¹⁰。

EU の職域年金基金指令が 2016 年に改正され、「IOPR II」と称されることになった指令には、ESG 関連の規定が多く盛り込まれることになった。そのうち、リスクアセスメントについて「投資決定で ESG 要素を考慮する場合は、気候変動に関するリスク、資源使用及び環境、社会リスク及び規制の変化による資産の減価に関するリスクを含むこと」が規定された¹¹。

アメリカの企業年金に対する ESG 投資及び株主権行使に関する規則が 2022 年

⁹ 大和総研 塩村賢史フェローによる。

¹⁰ 福山圭一（2019）「イギリス職域年金における投資規則等の改正について—運用基本方針への ESG 及びスチュワードシップ関連事項の記載の観点から—」『年金調査研究レポート（2019 年度）』
https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr_r01_09.pdf

¹¹ 福山圭一（2016）「EU 職域年金基金指令の改正（IOPR II）について」『Web Journal 年金研究 No.5』
https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/NKEN05_026_045.pdf

に改正され、「リスク及びリターン要素は、特定の投資又は投資活動についての気候変動及びその他の環境、社会又はガバナンス要素の経済効果を含んでもよい」旨が規定された¹²。なお、この改正はバイデン政権下で行われたものであり、現トランプ政権の態度はこれに否定的であるが、本稿執筆時点では、再改正等の手続きは取られていない。

このように、欧米の年金に関する規則等では、気候変動が明示的に規定されている。年金は環境保全のための施策ではない。にもかかわらず、このような規定がされているのは、気候変動が年金の資金運用やリスク管理において大きな課題であるという認識の表れであろう。なお、規則等で気候変動が明記されているからといって、これらの国・地域で「気候変動の改善のために年金の運用等が行われている」などといった議論が受け入れられているわけではない。

もちろん、気候変動と少子化とはテーマとしては全く異なる。しかし、気候変動は環境関連、少子化は社会関連とすると、ESG 課題という点では共通する。

ただし、欧米の規則等では、少子化に関する規定は見当たらない。この背景には、それらの国では少子化がさほど深刻な問題にはなっていないこと、また、先に見た欧米の規則等は人口変動の影響を基本的に受けない積立型の年金に関するものであること等の事情がある。

これに対し、日本では少子化は今や最大の社会的課題であるといつても過言ではない。また、運用する積立金は人口変動の影響を受けやすい賦課方式の年金によるものである。このことからすると、欧米における年金に関する規則等で気候変動を規定するのと同様の制度的な構えとして、日本の積立金運用に関する規則で少子化の改善を規定することは、十分に取り得る方式ではないだろうか。

この方式による場合、具体的には、公的年金の積立金運用に関する基本的事項を定める積立金基本指針（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省の4省による告示）の一部を改正することが考えられる。同指針の第三・十二では、次のように規定されている。

¹² 福山圭一（2022）「米国企業年金に対する ESG 投資及び株主権行使に関する規則の改正」『年金調査研究レポート（2022 年度）』https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr_r04_11.pdf

管理運用主体は、積立金の運用において、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である ESG（環境、社会、ガバナンス）や社会・環境的効果（インパクト）を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を行うこと。

このうち「や社会・環境的効果（インパクト）」が 2025 年 3 月の改正で加えられた。これを「や少子化の改善など社会・環境的効果（インパクト）¹³」に改め、少子化の改善を明記してはどうだろうか。そうすれば、GPIF に対しては、厚生労働大臣が示す運用目標において、同趣旨の明示的な指示を行うことになるだろう。

更にいえば、同指針の「個別に検討した上で、」は共済組合連合会等による ESG 投資への取組みが区々であった時代の名残である。2024 年までに全ての厚生年金積立金の運用主体が PRI に署名した。また、共済組合連合会等が管理運用する厚生年金積立金も、100 年を見通す財政運営のためのものであり、賦課方式で運営される年金によるものもあることから、少子化の改善をインパクトとして考慮することが適切である。これらは GPIF と変わらないので、この規定は削除することが望ましい。

6 データの重要性

政府の役割として、上記の問題意識に基づく調査研究を充実させることも望まれる。日本の雇用環境や労働慣行がどのように少子化に影響しているのか、どのようなソリューションがあり得るのかなど様々なテーマが考えられる。とりわけ、資金運用の観点からは、少子化の改善をインパクトとして考慮するためにどのようなデータが必要かを明確化することが重要である。

GPIF は ESG 投資に取り組む中で、2017 年には女性活躍指数を選定し、これに基づく運用を開始した。また、2023 年にはジェンダー・ダイバーシティに着目した指数の採用が始まった。日本なりの社会的な課題についても相応に取り組んできたといえる。

¹³ 下線は新旧対照表スタイルを想定して書き加えたものである。

女性活躍指数の開発が可能になった背景には、女性活躍推進法がある。この法律は2015年8月に成立したものであるが、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や女性の職業選択に資する情報の公表が事業主に義務付けられている。ジェンダー・ダイバーシティ指数の開発の背景にも、女性活躍推進法に基づく開示事項の充実があると考えられる。

また、少子化の改善に関係する事項として、男性の育児休業取得状況が要開示事項になった。これは、育児・介護休業法が2021年に改正され、開示が義務付けられることによるものである。2023年度から常時雇用1千人超の企業を対象に始まり、2025年度からは300人超の企業に対象が拡大された。

このように、女性活躍やジェンダー・ダイバーシティの分野では企業開示が有力な政策手段となっている。少子化対策においても企業開示が有効な対策になるのではないか。少子化対策を所管する子ども家庭庁における取組みにも期待したい。

もし、このような開示が充実するなら、将来的には「少子化改善指数」といったものも開発され、これに基づく運用が可能になるかもしれない。実現すれば、これに対する効果の測定や評価を行うことで、少子化の改善をインパクトとして考慮した投資の1つの形態になり得るであろう。

7 段階的な取組みの必要性

インパクトを考慮した投資は積立金運用において緒についたばかりである。先ほど4で一例として挙げた投資もすぐには難しいと思われる。具体的にどのような仕組みとするか、どのように効果を測定するか、そのためのKPIをどう設定するか、実際に投資活動を行うのは運用機関であるが、その体制や人材の確保をどうするか、運用評価を行うアセットオーナーの側で評価の基準や陣容をどう整備するかなど、様々な課題がある。結婚や出産にも関係するテーマであることから国民意識への慎重な配慮も求められる。段階を追ったアプローチが現実的であると考えられる。

GPIF等による実践の第1段階として、資金のごく一部を用い、アクティブ運用の一環として、少子化の改善について経営者の理解や意欲が認められる企業を投資対象にする運用から着手することが考えられる。運用機関から提案を募って実施することが適切だろう。そこで得られた好事例などを発信しながら、上記の課題解決に取り組

むとともに、運用管理のノウハウを蓄積する。

それを踏まえた上で、第2段階としては、ユニバーサルオーナーとして日本の投資先企業全体に対象を広げることを目指すべきである。実際に投資先企業とエンゲージメントを行うのは運用機関であることから、少子化が日本におけるサステナビリティの根本的な課題であるという認識が運用機関も含む関係者間で共有されることが必要である。

この段階での投資が円滑に進むためには、少子化の改善に関するデータが企業から開示されようになることが必要である。最近はサステナビリティに関する開示も促進されてきている。5で述べた調査研究の取組みも踏まえて開示されるべきデータを特定し、投資家向けの企業開示を所管する金融庁の理解と協力も得て、少子化の改善に資する開示が促進されることが望まれる。

第3段階として、国内のサプライチェーンにある中小企業も含めた幅広い企業にまで対象を拡大することが望ましい。投資先企業ではないサプライチェーンにある企業に対しては投資先企業からの働きかけが必要であり、運用機関と投資先企業との積極的な対話の積み重ねと、その実績に基づく中小企業も含む多くの国民の肯定的な受止めが前提になるだろう。

そのようにして投資の枠組みがうまく設定できれば、投資先の企業のみならず、そのサプライチェーンにある企業も含め、少子化改善のための行動変容を促す効果がもたらされるだろう。そうなれば長期的には大きな経済の底上げも期待できよう。

8 おわりに

GPIFは2015年のPRI署名以来、ESG投資に取り組んできた。これは高く評価できるが、ESGを提唱したPRIにせよ、気候変動に関するTCFDにせよ、持続可能な開発目標であるSDGsにせよ、全て外来のものである。国際基準への対応はもちろん必要だが、自国の課題を看過するようでは本末転倒になりかねない。

5で欧米における気候変動の取扱いを概観した。これらのうちイギリスは年金による気候変動に対する取組みが極めて積極的である。大手職域年金に対しTCFDに準拠

した開示を義務付けており¹⁴、これは現在のところ世界で唯一の施策である。

EU の IORP II は ESG に関する規定が多く盛り込まれているが、欧州委員会からの提案にはほとんどなく、主として欧州議会レベルでの修正によって挿入された。この修正に当たって大きな役割を果たしたのがオランダ選出の議員であった。周知のとおり、オランダは国土の多くが海面すれすれかそれ以下であり、気候変動によって大きな影響を受けることが想定される。

アメリカではトランプ大統領が気候変動に対してきわめて否定的である。第1次トランプ政権時代にアメリカはパリ協定から離脱したが、バイデン前大統領は就任直後に同協定に復帰した。しかし、第2次トランプ政権の発足とともに、再び離脱し、大統領は就任演説で「(化石燃料を)掘って、掘って、掘りまくれ」と呼びかけたと報じられている¹⁵。共和党系と民主党系とで大きく国論が2分されている。

このように、世界共通の課題と思われる気候変動に対しても、それぞれの国・地域でそれに対する姿勢は異なっている。それぞれ自国の事情を反映した取り組みを行っているのが実際のところであろう。

日本でも、自国の事情にもっと目を向けるべきではないだろうか。積立金運用におけるインパクトの考慮が認められたこの機会に、日本が直面する課題に正面から取り組むよう、従来からの発想の転換を期待したい。

(以上)

¹⁴ 福山圭一 (2021) 「英国大手企業年金に対する TCFD 勧告に基づく 気候変動への対策及び開示の義務づけについて」 https://www.nensoken.or.jp/wp-content/uploads/rr_r03_02.pdf

¹⁵ 読売新聞 (2025年1月21日)